

令和 8 年度神山採種園伐採委託業務の入札実施要領

この要領は、入札後審査方式一般競争入札により令和 8 年度神山採種園伐採委託業務の委託業者を決定する上で必要な手続きを定める。

1 基本的事項

(1) 設計図書等の熟知

入札参加者は、県が指示した設計図書等を熟知の上、入札するものとする。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 業務委託費内訳書の提出

① 入札に当たっては、入札書記載の入札金額に係る業務委託費内訳書を入札書に添付し、入札書提出締切日時までに持参すること。

② 業務委託費内訳書は、この入札公告を掲載している県ホームページからダウンロードしたものにより作成し提出すること。

③ ②の要件を満たさない業務委託費内訳書を提出した者又は業務委託費内訳書を提出しない者は、入札を無効とする。

(4) 入札保証金

入札保証金の納付については、免除する。

(5) 入札執行回数

入札執行回数は 1 回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは入札を終了する。

(6) 開札の立ち会い

開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封し、当該入札参加者の立ち会いの上、開札を行う。

(7) 入札・開札の延期及び中止

① 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、この入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

② 入札参加者が 1 人のみとなった場合には、当該入札を取りやめることがある。

③ 開札の延期又は中止をした場合は、当該入札案件に入札書を提出している入札参加者に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時又は中止する旨を連絡するものとする。

2 入札の失格

- (1) 以下により算出される最低制限価格（税抜き）を下回る入札を行った者は失格とする。なお、最低制限価格（税抜き）の設定の単位については千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

最低制限価格（税抜き）＝最低制限基本価格（税抜き）

最低制限基本価格（税抜き）＝「直接工事費＋間接工事費×0.55」

なお、最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

ただし、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の 8.5/10 を超える場合は、予定価格の 8.5/10 を最低制限基本価格とし、予定価格の 2/3 に満たない場合は予定価格の 2/3 を最低制限基本価格とする。

- (2) 開札日の翌日から落札決定までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成 14 年 4 月 18 日建設第 73 号。以下「入札参加資格停止措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止の措置を受けた者又は徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けた者
- (3) 入札価格と業務委託費内訳書記載の合計額（税抜き）が一致しない者

3 入札の無効

徳島県契約事務規則（昭和 39 年徳島県規則第 39 号）第 24 条に該当する入札又は次の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 要件を満たさない業務委託費内訳書を提出した者又は業務委託費内訳書を提出しない者のした入札
- (3) 記名押印のない入札
- (4) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (5) 同一事項に対してした 2 通以上の入札
- (6) 他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (8) 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日（日付）を誤り、又はその記載のない入札
- (9) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

4 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、入札公告に記載された事項以外に、次の各号に掲げる全ての事項に該当する者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告日から開札日までの間に、入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。
- (3) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係

者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

5 落札者の決定等に関する事項

- (1) 開札時に、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって最低の価格で入札した者を「落札候補者」として決定する。
- (2) 落札候補者の入札参加資格（名簿登録等）の審査を行い、資格要件を満たしていることを確認した後に、当該落札候補者を「落札者」として決定する。

6 契約締結手続き

- (1) 契約に使用する言語

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 契約書の作成

この契約を証するため、書面により契約書を作成する。落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して、7 日以内に、契約書の案に記名押印して契約を結ばなければならない。

- (3) 前記(2)の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。
- (4) 落札者は、前記(2)及び(3)の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。
- (5) 落札者の決定後、請負契約を締結するまでの間において、落札者が 4 に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合又は入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止の措置を受けた場合、又は徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けた場合は、当該請負契約を締結しないこととする。

7 参加資格要件を満たしていないと認められた者に対する理由の説明

参加資格要件を満たしていないと認められた者には、入札参加資格不適格通知書を送付する。なお、参加資格要件を満たしていないとされた者は、発注機関の長に対して、その理由についての説明を求めることができる。説明を求める場合は、書面（任意様式）を持参又は郵送により提出しなければならない。

- (1) 提出期限

入札参加資格不適格通知書を送付した日の翌日から起算して 7 日以内（県の休日を除

く。)に提出すること。

(2) 提出時間

午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 提出場所

入札公告に明示する「問い合わせ先」に記載されている場所

(4) 回答

説明を求めた者に対し、(1)の提出期限日の翌日から起算して 10 日以内（県の休日を除く。）に、書面により回答する。

8 支払条件

(1) 前払金

前払金保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、請負契約書に定めるところにより、請負代金額に係る各年度ごとの当該年度割額の 10 分の 3 以内の前払金の支払を請求することができる。

(2) その他

契約書の規定による。

9 入札に関する事項

(1) 入札書の提出

入札者は、徳島県ホームページに掲載している様式により作成封かんの上、入札参加者の氏名を表記し、指定された場所において入札書提出締切日時までに入札箱に投入しなければならない。

(2) そのほかの注意事項

- ① 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は、その引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- ② 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書（市町村長発行）は、不要とする。
- ③ 代理人が入札する場合の記入例

代理人の場合	復代理人の場合
住所	住所
商号又は名称	商号又は名称
代表者 氏名	代表者 氏名
代理人 氏名	代理人 住所
	商号又は名称
	氏名
	復代理人氏名

10 その他

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第

54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。